

西東京市いじめ防止対策推進条例の概要

いじめの防止についての市の考え

- 前文 西東京市いじめ防止対策推進条例に係る制定の由来・経緯とその基本原理
 - ・ いじめは人権侵害であり絶対に許されるものではないこと。
 - ・ いじめはどの学校でも、どの児童等にも起こり得るものであること。
 - ・ 西東京市市民憲章本文の実現につながること。
 - ・ 児童等が、いじめを知り得た場合は、放置することなく、大人や他の友達に知らせてすぐにやめさせる等、主体的に行動できる態度を養うこと。
 - ・ 児童等が安心して生活することのできる環境の実現を目指すこと。

条例制定の目的等

- 目的（第 1 条）本条例の制定目的を規定するもの
 - ・ いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策について、基本理念を定める。
 - ・ 市、教育委員会、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を明らかにする。
 - ・ 市及び教育委員会のいじめ防止等のための対策の基本的な事項を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。
- 用語の定義（第 2 条）本条例の用語について、その意味を明確にし、解釈に疑義が生じないようにするもの
 - ・ いじめ、いじめの防止等、学校、児童等、保護者に関する用語の意義について定義した。
- 基本理念（第 3 条）いじめの防止等の対策に係る基本理念
 - ・ 学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
 - ・ 児童等の生命及び心身を保護し、児童等をいじめから確実に守る。
 - ・ 児童等が、いじめは人権侵害であり絶対に許されるものではないことと正しく認識する。
 - ・ いじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにする。
 - ・ 学校は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、常に児童等の状況を把握し、学校全体で組織的に取り組む。
 - ・ 学校、市、教育委員会、東京都、地域住民、家庭その他の関係者及び関係機関の連携の下、社会全体でいじめの問題の克服を目指す。
- いじめの禁止（第 4 条）いじめの禁止について明らかにしたもの
 - ・ 児童等は、いじめを行ってはならない。

市・教育委員会・学校等の責務

- 市の責務（第 5 条）いじめの防止等のために市が行う責務
 - ・ 関係機関等と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、総合的かつ効果的に推進しなければならない。
- 教育委員会の責務（第 6 条）いじめの防止等のために教育委員会が行う責務
 - ・ 学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じなければならない。
- 学校及び学校の教職員の責務（第 7 条）いじめの防止等のために学校等が行う責務
 - ・ いじめの防止等に関する基本的な考えを保護者や地域住民に明らかにする。
 - ・ 関係機関等と連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止、早期発見に万全を期す。
 - ・ 児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処しなければならない。
- 保護者の責務（第 8 条）いじめの防止等のために保護者が行う責務
 - ・ 保護する児童等がいじめを行うことのないよう指導に努める。
 - ・ 保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切に当該児童等をいじめから保護する。
 - ・ 市・教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

基本方針の策定

- 西東京市いじめ防止対策推進基本方針（第 9 条）いじめの防止等に関する基本方針の策定
 - ・ いじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を基本方針として定める。
 - ・ いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

対策組織の設置や重大事案への対応

※資料 1 参照

- 西東京市いじめ問題対策連絡協議会（第 10 条）法第 14 条の規定に基づいた協議会の設置
 - ・ いじめの防止等のための対策の推進、関係機関等の連携等について協議する。
 - ・ いじめの防止等に関係する機関及び団体（学校、教育委員会、田無警察署、小平児童相談所等）の関係者をもって組織する。
- 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会（第 11 条）法第 14 条第 3 項に基づいた市教育委員会の附属機関の設置
 - ・ 学識経験を有するもの等のうちから、教育委員会の委嘱する 7 人以内の委員をもって組織し、教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申する。
 - ・ 学校において重大事態（法第 28 条第 1 項）が発生した場合は、調査し教育委員会に報告する。

※ 重大事態（法第 28 条第 1 項）

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 西東京市いじめ問題調査委員会（第12条）法第30条第 2 項に基づいた西東京市長の附属機関の設置
 - ・ 市長は、重大事態が発生した場合に、重大事故への対処等のため必要があると認めるときは、市長の付属機関として設置し、市長の諮問に応じ対策委員会が行った重大事故の調査に対する再調査等を行い、市議会に報告する。
 - ・ 学識経験を有するもの等のうちから、上記の対策委員会の委員以外の者で、市長が委嘱する 7 人以内の委員をもって組織する。

※ 重大事態への対処及び発生の防止（法第 30 条第 2 項）

- ・ 法第 30 条の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

委任及び附則

- 委任（第 13 条）本条例の施行について必要な事項は、別に定めることを明らかにしたもの
 - ・ この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は別に定める。
- 施行期日（附則）
 - ・ この条例は、公布の日から施行する。
 - ・ この条例第 10 条から第 12 条の組織は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。